



平成20年 7 月29日 開会

平成20年 7 月29日 閉会

平成20年 8 月定例会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成20年8月定例会会議録目次

広域連合議会定例会の招集について	1
議案の送付について	2
定例広域連合議会運営予定表	4
議 事 日 程	5
会議に付した事件	5
監査結果報告一覧表	6
出席・欠席議員	7
出席した説明員	7
出席した書記	7
開 会 宣 言	8
報 告	8
日程第1 議席の指定について	8
日程第2 会議録署名議員の指名について	9
日程第3 会期の決定について	9
日程第4 一般質問	9
・ 12番 奥村 忠夫君	9
事務局長 猶村 勲君	10
・ 12番 奥村 忠夫君	11
広域連合長 井手 紘一郎君	12
・ 12番 奥村 忠夫君	12
広域連合長 井手 紘一郎君	12
・ 1番 田辺 昭夫君	13
広域連合長 井手 紘一郎君	17
事務局長 猶村 勲君	18
・ 1番 田辺 昭夫君	20
広域連合長 井手 紘一郎君	22
事務局長 猶村 勲君	23
・ 1番 田辺 昭夫君	23
事務局長 猶村 勲君	24
日程第5 議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第5号）」	24
広域連合長 井手 紘一郎君（提案説明）	25
事務局長 猶村 勲君（提案説明）	25
採 決	26
日程第6 議案第9号「平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」	26
広域連合長 井手 紘一郎君（提案説明）	27

事務局長	猶村 勲君 (提案説明)	27
・ 1番	田辺 昭夫君 (質疑)	29
事務局長	猶村 勲君	29
採 決		29
日程第7	議案第10号・議案第11号	30
広域連合長	井手 紘一郎君 (提案説明)	30
事務局長	猶村 勲君 (提案説明)	30
採 決		32
日程第8	議案第12号・議案第13号	32
広域連合長	井手 紘一郎君 (提案説明)	32
事務局長	猶村 勲君 (提案説明)	33
・ 1番	田辺 昭夫君 (質疑)	34
事務局長	猶村 勲君	35
・ 1番	田辺 昭夫君 (質疑)	36
・ 1番	田辺 昭夫君	36
採 決		36
日程第9	議案第14号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」	37
広域連合長	井手 紘一郎君 (提案説明)	37
事務局長	猶村 勲君 (提案説明)	37
・ 1番	田辺 昭夫君 (質疑)	38
事務局長	猶村 勲君	39
採 決		40
日程第10	議案第15号「副広域連合長の選任について」	40
広域連合長	井手 紘一郎君 (提案説明)	40
・ 12番	奥村 忠夫君	41
採 決		41
日程第11	請願第1号「後期高齢者医療制度を廃止するよう国に求めることの請願書」	42
・ 1番	田辺 昭夫君	42
採 決		43
日程第12	請願第2号「「運営懇話会」(仮称)の設置を求める請願」	43
・ 1番	田辺 昭夫君	43
採 決		44
閉 会 宣 言		44
一般質問発言通告一覧表・議案質疑発言通告一覧表		45
会議録署名議員		46

岡広総第140号
平成20年7月9日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 井手 紘一郎

平成20年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会の招集について

このことについて、別紙岡山県後期高齢者医療広域連合告示第15号の写しを添えてお知らせします。

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第15号
平成20年7月9日

平成20年7月29日（火曜日）午後1時30分、岡山県後期高齢者医療広域連合議会8月定例会を岡山県市町村振興センター5階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 井手 紘一郎

岡広総第141号
平成20年7月9日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 井手 紘一郎

議案の送付について

平成20年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

- 議案第 8号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第5号））
- 議案第 9号 平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
- 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号））
- 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））
- 議案第12号 平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 議案第13号 平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

岡広総第149号
平成20年7月17日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 井手 紘一郎

議案の送付について

平成20年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

議案第14号 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

岡広総第160号
平成20年7月29日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 井手 紘一郎

議案の送付について

平成20年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

議案第15号 副広域連合長の選任について

平成20年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会
 (会期 1日間)

8月定例広域連合議会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
7月29日	(火)	午後1時00分	全員協議会	
		午後1時30分	本 会 議	議席の指定について 会議録署名議員の指名につ いて 会期の決定について 一般質問 議案の上程・採決 請願の上程・採決

議 事 日 程 (第 1 号)

平成20年7月29日(火) 午後1時30分開議

日程番号	会 議 に 付 す る 事 件
第 1	議席の指定について
第 2	会議録署名議員の指名について
第 3	会期の決定について
第 4	一 般 質 問
第 5	議案第 8号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第5号)) (上程・採決)
第 6	議案第 9号 平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 (上程・採決)
第 7	議案第10号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)) 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)) (上程・採決)
第 8	議案第12号 平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号) 議案第13号 平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (上程・採決)
第 9	議案第14号 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 (上程・採決)
第10	議案第15号 副広域連合長の選任について (上程・採決)
第11	請願第 1号 後期高齢者医療制度を廃止するよう国に求めることの請願書 (上程・採決)
第12	請願第 2号 「運営懇話会」(仮称)の設置を求める請願 (上程・採決)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

監査結果報告一覧表

番号	受付月日	件名
1	20.3.5	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計平成20年1月分例月出納検査結果報告
2	20.4.10	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計平成20年2月分例月出納検査結果報告
3	20.5.7	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計平成20年3月分例月出納検査結果報告
4	20.6.4	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計平成20年4月分例月出納検査結果報告（出納整理期間）
5	20.6.4	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成20年4月分例月出納検査結果報告
6	20.7.1	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計平成20年5月分例月出納検査結果報告（出納整理期間）
7	20.7.1	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成20年5月分例月出納検査結果報告

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	田 辺 昭 夫	出席		9	石 垣 正 夫	出席	
2	中 村 勝 行	〃		10	立 岡 脩 二	〃	
3	宮 武 博	〃	早退	11	西 岡 憲 康	欠席	
4	伊 達 嚴 男	〃		12	奥 村 忠 夫	出席	
5	平 野 敏 弘	〃		13	佐 藤 友 彦	〃	早退
6	西 山 宣 治	〃		14	道 上 正 寿	〃	
7	秋 岡 毅	〃	早退	15	山 野 通 彦	〃	
8	荒 嶋 龍 一	〃					

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	井手 紘一郎	業務課資格賦課班長	佐藤 敏樹
副広域連合長	重森 計己	業務課給付班長	小野 英樹
監査委員	広瀬 慶隆	業務課情報管理班長	佐藤 嘉郎
事務局長	猶村 勲	業務課資格賦課班主任	泉 靖司
業務課長	清水 嘉浩		

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書記長	梅田 裕之	書 記	垣内 学
書 記	吉山 慎一	書 記	上井 勉

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

○議長（中村 勝行君）

失礼します。

本日、平成20年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会が招集されましたところ、皆様方には大変お暑い中、また御多用のところ御参集をいただきまして、まことに御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14人であります。西岡議員より欠席届が出されております。

定足数に達しておりますので、これより平成20年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

報 告

○議長（中村 勝行君）

この際、報告をいたします。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、平成20年1月、2月、3月、4月、5月分の例月出納検査結果の報告がございました。事務局に保管しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 議席の指定について

○議長（中村 勝行君）

日程第1、「議席の指定について」を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、今回当選されました西岡憲康議員の議席は11番に指定いたします。

議席一覧表

1	田 辺 昭 夫	9	石 垣 正 夫
2	中 村 勝 行	10	立 岡 脩 二
3	宮 武 博	11	西 岡 憲 康
4	伊 達 嚴 男	12	奥 村 忠 夫
5	平 野 敏 弘	13	佐 藤 友 彦
6	西 山 宣 治	14	道 上 正 寿
7	秋 岡 毅	15	山 野 通 彦
8	荒 嶋 龍 一		

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（中村 勝行君）

日程第2、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、14番、道上正寿議員、15番、山野通彦議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（中村 勝行君）

日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第4 一般質問

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第4、「一般質問」を行います。

質問の通告がございますので、順次発言を許可いたします。

12番、奥村議員。

○12番（奥村 忠夫君）〔登壇〕

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思えます。後ほどまた、田辺議員の方から数たくさん、内容の濃い質問が出ておりますので、私の方は簡潔に御質問をさせていただきたいと思えますので。また、執行部の方は正確なる御答弁をお願いするところでございます。

まず、私のお尋ねしたいのは、保険料の未収に対する市町村の負担についてということでお尋ねしてみたいと思えますが、御案内のように、この制度、出発いたしまして4カ月が経過しております。その中で、既に第1回目の保険料の徴収がなされております。まあその後、いろいろな議論がございまして、本日もこの後、御意見も、請願の方も出ておるようでございますが、この制度そのものにいろいろな疑問があるというふうなことで議論はなされておるところでございますが、いずれにいたしましても、既に出発し、その保険料の徴収も始まっておるところでございます。

その保険料の徴収方法でございますが、御案内のように、それぞれの市町村がその事務

を受け持つておるとこでございませう。しかしながら、会計は、この県一本でございませう。国保や、あるいはまた介護保険のように、それぞれの市町村が会計が別ということではなくて、岡山県が一本の状態でございませう。そうした中で、事務は市町村がやっておるとこではございませうが、その事務の義務がどこまで課せられておるとこかというふうなことを考えますとき、大変な、この先、疑問もございませうし、また未収金が多発するというふうなことになるますと、会計を非常に圧迫してくるとこじゃあなかろうかというふうなことも危惧されるこでございませう。

そうした中で、27、岡山県の市町村、この加盟しておるとこ中で、それぞれの町が一定の責任を持つての回収をすべきじゃあないかというふうにごうておるとこでございませう。例えば、基準を85とか、あるいは90は必ず徴収の義務を課するというふうなことで、それ以下になったときにはそれぞれの市町村が応分の負担を持つというふうな制度を、今行っておくべきじゃあなかろうかというふうにごうておるとこでございませう。

いろいろ制度的には難しいこもたくさんあろうかと思ひますが、しかしながら、会計が一本になるということ、大きい町、こまい町、それぞれの町の規模も違ひます。したがひまして、その、保険料の集金事務の義務が各市町村にかけられてないということになりますと、手抜きをすると言ったら大変失礼でございませうけど、その責任の度合ひが違えば、やはり徴収の率が違ってくるんじゃあなかろうかというふうなこも心配されるので、それぞれの町が責任持つ数値を定めて、その中でこの運営をしていく、それが将来に向けての健全な財政運営を行うために大変必要なこじゃあないかと思ひます。

そしてまた、これが今出発した時点でございませうので、この後だんだんとその内容が明らかになってきますと、やはりそれぞれの町で、数字を見て、損得の気持ちがあいてくるということになりますと、非常に定めにくくなるので、今の時点で、全くゼロの時点で、お互いにそうしたこを申し合わせ事項として定めておいて、それぞれの首長が、それぞれの行政が、責任持つてその数値を守るというふうなこは、この健全な運営をするために大変必要じゃあないかというふうにごうておるとこでございませうので、執行部の見解をお尋ねしたいこでございませう。

明快な御答弁をいただきますようごうい申し上げまして、質問させていただきます。

以上でございませう。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

ただいまの奥村議員の御質問にお答ひいたします。

おっしゃられますように、保険料の収納ということが予定収納率に届かなかったという場合については、市町村間の不公平感もありますし、それからこの広域連合の運営にも非常に問題が出てくるということにつきましては、御理解賜っているところでありませうし、我々もそう思っているところでごういませう。で、保険料の収納率が予定収納率に届かなかった市町村への対策につきましては、そういった問題であるので、慎重に検討していかなくてはならない課題であるというふうにごうておるとこでございませう。

他の広域連合の状況を見ますと、現在のところ、この対策を実施しているのは東京都のみでございませう。で、予定収納率を下回った区市町村は、その差額分を一般財源で補てん

する予定ということで聞いております。また、何らかの施策をしなければならないと考えている広域連合は、現在のところ、10 広域連合ございます。ただ、具体的にはまだ進んでいないという状況でございます。

当広域連合といたしましては、市町村の収納率については、現在のところ把握できない状況でございます。特徴についてはお金が入ってきていますけれども、普通徴収については7月納期のところが始まったばかりでございます。そういう状況でございますのですが、市町村間の公平性の問題、あるいは市町村の財政状況の問題など、難しい課題もあるのですけれども、今後市町村にも諮って、またほかの広域連合の状況を見ながら、検討していく必要もあろうと考えております。

まず、若干時間がかかるかもわかりませんが、市町村に対しては、納付相談をしっかりやって収納率を向上させるようお願いをしていきたいというふうに考えてございます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

奥村議員。

○12番（奥村 忠夫君）

事務局、執行部としては、そのような答弁しかできないだろうというふうに感じるのではございますが、今も答弁の中にもございましたように、特徴につきましては、これは当然未収は発生しないと思いますが、ここでまた収納方法も、一般徴収が変更になって振り込みができるのかというふうな方向に変わっておるところでございます。そうしたことになるれば、さらにまた一般徴収がふえてくれば、滞納率がふえるんじゃないかというふうなことも心配されるところでございます。

全国的には、今10の広域連合が検討しておるというふうなことではございますが、これは別に一番に決めたからといって不都合はないわけではございまして、無理に2番、3番にいかなくても、安全にいく必要もないわけですし、27市町村がお互いに、岡山県の場合、それは27ですから、首長の方々も議長もいらっしゃる中でお互い紳士的に努力はするというふうなことにはなろうかと思いますが、現実にはそのようには。

今の介護保険を見てもいろんな、徴収率の低いところ、高いところ、いろいろばらつきがあるかと思いますが、そうしたものが1つの会計になるということになれば、やはり応分の責任を持ちながら運営していかないと、最終的には、これが保険料にはね返ってくるというふうな事態になると、大変な事態になってくると思いますので、このあたりは早い時期に、やはり結論が出ないというか、数字がわからない、結果がわからない時点で、お互いの申し合わせ事項として規則を、決まりをつくっていくことの方がより健全じゃないかというふうに思っておりますので。

今、事務局の方から御答弁いただいたのは、各全国的な流れというふうなものをお答えいただいたわけではございますが、事務局サイドでなくて、あるいは広域連合の連合長さん、副連合長さんで、執行部の方でそうしたものをどうお考えになつとるかということが御答弁できれば、その考え方をお示しいただければ、我々もそうしたものを持ち帰って、またそれぞれ検討することができるんじゃないかというふうに思うところでございます。

先ほどは局長の方から御答弁いただきましたので、本当に今の全国的な流れ、姿、そうしたものの参考に御答弁いただいたということでございますので、本岡山県の広域連合と

してはどういうふうなお考えを持っておられるのかということをお答えいただければいいんじゃないかと思っておりますので、連合長、よろしかったら御答弁のほどをお願いいたします。

○議長（中村 勝行君）

広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）〔登壇〕

再質問に御答弁申し上げます。

保険料の徴収につきましては、もとより市町村の役目であることは当然でございますが、今この制度も始まったばかりでありまして、事務局長が答弁いたしましたように、徴収実績というものがまだ出てない状況でございます。奥村議員の御質問といたしますか、御提案は、極めて重要であり、今後検討しなければならない御提言だと考えておりますので、今後の状況を十分把握しながら、そして実績ということも見ながら、議員のおっしゃるようなことにつきましては真剣に検討させていただきたいと、そのように考えております。

以上であります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

奥村議員。

○12番（奥村 忠夫君）

連合長も同じように、我々と同じように首長でございますが、考え方は一緒だろうかと思っておりますが、1点だけ、これはお願いしておきたいのですが、今の御答弁の中にも、また局長の答弁の中にもございましたように、実績を見ながらというのではなくて、私は実績を見る前にこの定めをするべきじゃないかというふうに感じておるところでございます。

というのは、実績を見ていろいろな結果が出ますと、それぞれの町の、これはいずれにいたしましても、これをこの中で規則を決める、あるいは何かのものを定めるとするならば、各市町村の議会の議決も必要になってこうかと思っております。そうなってきますと、やはり結論が出て、負担が大きくなったり、あるいはそうしたものが大きくなれば、やはり賛同しかねるものが出てくるんじゃないかと思うので、できればこの結果を見ない間にそうしたものの……。そうしたことが、使う必要がなければこれにこしたことはないわけでございますが、一応そうしたものが発生して、予定の収納率が下がったときの歯どめでございますので、皆さんが努力していただいて、それをクリアしていただいといたなら、この決まりは使うことはないわけですから、それを先につくっておくということの方が私はさらに必要じゃないかと。結論が出ない前の方がもっとスムーズに定めができるんじゃないかというふうに思いますので、その辺を積極的に考えていただいて。お互いが安心してこの運営ができる状態に持っていくためにも、お互いに責任を持つと、責任持ちをするというふうなことで自分の市町村の事務を行うというふうなことが正しいというふうに考えておりますので、そのあたりをもう一度、御確認をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（中村 勝行君）

広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）

保険料の徴収は市町村の最も重要な責任であることは、申し上げましたとおりでございます。今の御提案が、実績が出ない前の方が決めやすいという趣旨の御発言でもありまし

たが、私は、実績が出てから、その市町村間の格差というものがあって、そのことによってこの議論が進みにくくなるというようなことはあり得ないことだと思っております。それだけ、市町村の保険料の徴収というのは、重要な責務、責任であるわけでありますから、当然のことながら、市町村間の格差ということは敏感に是正していかなければならないことだと思っておりますので、現時点におきまして、実績を見て検討させていただきたいと、そのように考えております。

以上であります。

○議長（中村 勝行君）

以上で奥村議員の質問は終わりました。

次に、1番、田辺議員の一般質問を行います。

1番、田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

議席番号1番、田辺昭夫です。猛暑の中で大変お疲れのことと思っておりますけれども、平成20年8月定例会に当たりまして、一般質問をさせていただきます。

内容については5点ございます。順次質問させていただきますので、連合長及び執行部の責任ある答弁をお願いをいたしたいと思っております。

まず、制度の根幹にかかわる問題について、お尋ねをしておきたいと思っております。

4月からスタートしたこの制度でありますけれども、医療を年齢によって差別するという、まあおよそ国民皆保険制度をとっている国では類を見ない無慈悲な内容に、高齢者を初め多くの国民の怒りが広がっております。で、この怒りは制度がスタートしてからもさらに大きく広がっている、これが特徴であります。

6月16日付の毎日新聞の世論調査では、野党が提出している後期高齢者医療制度廃止法案に賛成と答えた人は56%、反対の30%を大きく上回りました。また、与党内からも、中曽根康弘元首相や堀内光雄元総務会長らが、凍結して制度自体を見直すべきだと、こういう声も上がっておるところであります。現在633の地方議会で、制度の廃止、見直しを求める意見書が採択されるとともに、医師会を初め多くの医療関係団体からもこの制度の批判が上がるなど、この制度は廃止してほしい、こういう声が私は国民の世論だと、このように思いますが、いかがでしょうか。

そこで、連合長にお尋ねをいたします。

議長のお許しを得まして資料を配付をさせていただいておりますが、制度がスタートした直後の4月16日に、岡山県の医師会が理事会で決議をされました。後期高齢者医療制度に反対しますと、こういうことでもあります。

ちょっと読ませていただきますと、後期高齢者医療制度に反対します。国民が格差に苦しむことなく、安心して高齢期を迎えることができるよう、新たな高齢者医療制度は必要です。しかし、4月から始まった後期高齢者医療制度は、国の責務を減らし、患者負担増や受診を抑制するさまざまな仕組みを潜ませた制度に変容しました。次のような理由から、後期高齢者医療制度に岡山県医師会は反対します。一、後期高齢者に負担を求める制度であること。主治医制を導入し、患者のフリーアクセスを阻害する意図を持っていること。包括医療、制限診療に導く制度であること。

こういうことで、県の医師会としてこの後期高齢者医療制度に明快な反対の意思を示さ

れたということは、私は極めて大きな問題、大きな意味があるというふうに思いますけれども、まさに岡山県の医療界を代表する県の医師会が反対声明を出されたことについて、広域連合長はどのようにお受けとめになられたのか、見解をお聞かせいただきたいと思えます。

また、御存じのように、6月6日には野党4党が提出した後期高齢者医療制度廃止法案が参議院で可決をされました。政府は慌てて、見直しや手直しを発表し、実施をしようとしておりますけれども、リスクの高い高齢者や障害者だけを一まとめにして医療費を削減しようとする、まさにうば捨て山と言われる制度の根幹にかかわる問題は、何ら変えようとしていません。私は、小手先の見直しや手直しではなく、この制度は一たん廃止して、もとの制度に戻した上で、高齢者の医療をどうするのか、財源問題も含めて、改めて根本的な議論をし直すべきだというふうに考えますけれども、連合長のお考えをお尋ねをしたいと思います。

二つ目の質問は、保険料のことについてであります。

で、まず、お尋ねしたいのは、岡山県では、これまで加入していた国保の保険料と比べて上がった人、変わらなかった人、下がった人、こういう方々がどれだけおられるのかということであります。広域連合としてつかんでいけば、お示しをいただきたいと思えます。

現在、後期高齢者の方々へ保険料の本算定の通知が届いております。で、御存じのように、国保の保険料は市町村単位で決められておりますけれども、後期高齢者医療制度の保険料は県単位の広域連合ごとに決められております。また、所得割は、後期高齢者個人の所得で計算をするのに、軽減措置を受ける場合は、世帯主の所得を加えるという制度になっているために、住んでいる地域や世帯によって保険料はまちまちだという、上がるか下がるかという点についてはまちまちだというふうに思います。ところが、厚生労働省は、この制度が発足した当初、ほとんどの人が保険料が下がると、このように宣伝をいたしました。国会で大変大きな問題になりまして、厚生労働省が改めて調査をされておると思いますが、岡山県の集計が出ていけば、それもあわせてお示しいただきたいと思えます。

保険料で、次にお尋ねをしたいのは、今後の保険料の見通しであります。

今年4月時点での岡山県の保険料は、西粟倉村を除いて年額単純平均で8万433円あります。で、この保険料は、2年ごとに改定をされるわけでありまして、大きくいつて二つの要因で、引き上がることに、値上げが行われることとなります。

一つは、医療費が増加をするということでありまして。介護保険料と同じく、後期高齢者保険料も、患者の増加や重症化、医療技術の進歩などで医療給付費がふえれば保険料へとはね返るということでありまして。

もう一つが、後期高齢者の人口増であります。後期高齢者医療制度では、財源に占める後期高齢者の保険料の割合、つまり後期高齢者負担率でありますけれども、これは10%となっております。現在は10%です。しかし、後期高齢者の人口比率がふえるに合わせて、ふえるのに応じて、この割合を12%、15%ということで、自動的に引き上げる仕組みが設定をされております。政府は、2年後に、2年に1度、日本の人口を75歳以上と74歳以下に分けて、若人の減少率、つまり後期高齢者の増加率からはじき出した数を、現在のスタート時の10%に加算して、新たな後期高齢者負担率を設定するということになっている

わけであります。ですからこれは、高齢者が、人口はふえていくわけですから、当然引き上がっていくということになるわけであります。この負担率に基づいて、広域連合で保険料を決定するということになります。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、厚生労働省が推計をしている、示している推計に基づいて試算をすれば、岡山県で言えばどうなるでしょうか。例えば、現在の団塊の世代の方々が後期高齢者になったとき、2025年のときの岡山県の保険料は幾らになるということが想定できるのか、お示しをいただきたいと思ひます。

保険料についての最後は、保険料が滞納になった場合の資格証明書の発行についてであります。この取り扱いについてであります。

私は、保険証を取り上げて10割給付を強いる資格証明書の発行は、断じて行うべきではないということをつたひたびこの議場から申し上げてまいりました。このたびの国の見直しの中で、資格証明書の発行は悪質なものに限るといふ見解が示されたとお聞きをしておりますけれども、そこでお尋ねをいたしますが、悪質なものは何を指すのでしょうか。そして、それはだれが判断をされるのか、お尋ねをしたいと思います。

3番目に、医療の内容について、お伺いをいたします。

昨年10月に開かれた社会保障審議会後期高齢者医療の在り方に関する特別部会は、後期高齢者の特性を三つに分けました。一つは、老化に伴う治療の長期化、複数の慢性疾患が見られる。二つ目は、多くの高齢者に認知症の問題が見られる。三つ目は、いずれ避けることのできない死を迎えることになる。こういうふうにより高齢者を決めつけまして、老人診療報酬の改定で、在宅医療の推進や長期入院の是正、漫然、画一的な診療は行わないこと、複数医療機関での受診や検査、投薬などはみだりに行わないこと、これをさらに進めるといふ方針を発表をいたしました。

これは、簡単に言えば、高齢者は、後期高齢者は、治療に時間はかかるし、痴呆が進んでいるし、いずれ死ぬんだから医療にお金をかけなくてもいいという、厚生労働省の本音がここに出ていると思ひます。事実、この制度の設計を行った厚生労働省の土佐和男さんという方がおられますけれども、石川県の広域連合のフォーラムで講演をされてこう言いました。将来60兆円にもなる医療費を抑制するためにこの制度をつくった。医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者自身、高齢者がみずからの感覚で感じとっていただくことにしたというふうにより述べているわけであります。まさにこの制度は、医療費の抑制が最大の目的であります。

そこで、連合長にお尋ねをいたしますが、このような医療費の抑制が目的の制度で、どうして高齢者に十分な医療が提供できるとお考えになっておられるのか、見解をお聞かせをいただきたいと思ひます。

厚生労働省は、当初、包括払いと担当医制の全面的な導入を検討をしておりましたけれども、世論の批判の前にそれはできませんでした。しかし、この4月の診療報酬改定では、外来、入院、在宅で、後期高齢者と他の世代を区別する、差別する項目が盛り込まれたところであります。その一つが、後期高齢者診療料です。高血圧などの慢性疾患の治療にかかわる費用を月6,000円で頭打ちにする、診療報酬の包括払い制度の導入です。で、この制度は、これを算定してもいいし、しなくてもいい、今までどおり出来高払いでもいいというふうにより選択制にしたわけでありますけれども、医療制限を招きかねないと医療現場か

ら批判が起きております。

議長のお許しを得まして、もう一つの資料、先ほどの県の医師会の声明の裏に倉敷医師会の、これは4月1日に各会員に配った、お願いというものを添付しております。これは、その内容はもう読んでいただいたとおりなんですけれども、この後期高齢者医療制度、これについては、対象医療機関、後期高齢者診療料については、対象医療機関におきましては、これを当面算定されないように、一番最後にありますように、現時点では足並みをそろえたボイコット行動にこそ意義があると、こういうふうに言っているわけでありまして、その中身とすれば、フリーアクセスを奪う問題や、医療機関でのトラブルが発生する問題、また600点では医療の水準が保てないという問題でありまして、大変重要な指摘がされていると思うわけでありまして、吉備医師会でも同様な不算定のお願いがされたというふうにお聞きをしております。

そこで、広域連合長はこの文章をどのように受けとめられているのでしょうか。

そして、お尋ねをいたしますけれども、この4月から、この後期高齢者診療料を算定している医療機関は、岡山県でどのくらいあるのか、また実際にこの後期高齢者診療料で診察を受けた患者の人数はどれくらいいるのか、把握している内容をお聞かせいただきたいと思っております。

4番目は、後期高齢者健診についてであります。

ほとんどの自治体で、この6月から後期高齢者健診が始まるとお聞きをしております。しかし、これまで原則無料だったものが有料化された自治体があり、受診には制限も設けられたことから、後期高齢者健診を受けられる方が少ないのではないかと懸念が上がっております。

そこで、まずお尋ねをしたいのは、この間県内で後期高齢者健診を受診をされた方はどれくらいいるのか、お示しをいただきたいと思っております。また、厚生労働省が、血圧や血糖値を下げる薬などを服薬中の方、この人は健診の希望があっても健診から除外すると、こういう方針を出しておりますけれども、各自治体ではどのような対応になっているのでしょうか。実際に、岡山県内で健診を希望しながら医療機関に行き、しかし問診票に服薬をしているということをして丸をしたということで受診できなかったという方がおられるとお聞きしておりますけれども、そういう方々が県内でどのくらいおられるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

健診料金については、岡山県は27市町村に丸投げをしたために、健診料金ばらばらになりました。私の調査でも、一番安いのが無料、一番高いのが2,400円ということでありまして。ゼロと2,400円、これは余りにもひどい格差であります。

そこで、お尋ねをいたしますが、27市町村の後期高齢者健診の契約単価と自己負担額、これが幾らなのか、市町村ごとにお示しをいただきたいと思っております。

私は、この場から何度も申し上げているように、同じ保険料を払いながら受けられるサービスの利用料が自治体によって違う、健診料金が違うというのは、私は、制度の根幹にかかわる問題、重大な問題だというふうに思います。全国でも自治体判断に任せている広域連合はわずか、500円程度の統一料金としているところと18の広域連合では無料にということで統一をしているわけでありまして、で、岡山県の場合には、全国的にも珍しく、健診事業に岡山県が補助金を出しております。こういう状況があるわけですから、私は原

則無料で統一すべきだというふうに思いますけれども、お考えをお聞かせいただきたいと
思います。

最後に、県民の意見の反映について、お尋ねをいたします。

後期高齢者医療制度は、法律制定から約2年、国民の意見をほとんど聞かずにスタート
し、強制的にこの4月から年金天引きが強行された、このことにも国民の批判が集まって
いる一つであります。で、制度がスタートして4カ月がたとうとしておりますけれども、
改めて県民の意思、意見に、真摯に厚生労働省や広域連合が耳を傾けることが必要だと思
います。

そこで、昨年11月議会で、今後機会を見まして実施していきたいというふうに考えてお
りますと事務局長が答弁をなさったアンケート調査は一体どうなったのか、お聞かせくだ
さい。また、広域連合として、住民の意見を聞く会を開催すべきだと、このように思いま
すが、そのお考えがあるのかないのか、お尋ねをいたします。

最後に、改めて、広域連合の運営に、他の広域連合の多くが持っている医療機関代表や
被保険者代表、医師会代表、老人クラブ代表などなど、県民の皆さんの意見が反映でき
るような、懇話会的な、そういうものを設置することが必要だと、このように思いますけ
れども、その点について、お考えをお聞かせいただきたいとします。

以上、5点にわたって質問させていただきました。答弁をよろしくお願いいいたします。

以上です。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）〔登壇〕

田辺議員の御質問にお答えをいたします。

まず最初、制度の根幹にかかわる問題について、二つ御質問をいただいたわけでござい
ます。

岡山県医師会は、4月16日に、高齢者に負担を求める制度であること、フリーアクセス
を阻害する意図があること、包括医療、制限医療に導く制度であることを理由としまして、
後期高齢者医療制度に反対する声明を出されたことは承知をいたしております。議員御承
知のように、さまざまな議論があるわけでございまして、国におきましては、そうした声
に謙虚に耳を傾け、一層議論を深められまして、よい制度にしていきたいと考えてい
るところであります。

次に、国民の医療保険に関しましては、安心して医療を受けられるための制度であるこ
とや、将来にわたって安定的で持続可能であることが大変大切なことであると考えており
ます。そのためには、皆保険制度の堅持、公平性の確保、世代間の負担、あるいは低所得
者の負担軽減等に配慮した制度であり、さらに、国民にわかりやすい制度であることでな
ければならないと考えております。

広域連合といたしましては、法令に基づきまして適正な運営をしてまいりたいと考えて
おりますので、御理解を賜りたいと思います。

次にもう一つ、医療の内容についての御質問がございました。医療費の抑制が目的の制
度であるというような御意見でもありました。このたびの医療制度改革の趣旨は、国民皆
保険制度を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとするのが目的でありまし

て、このためには、安心・信頼の医療の確保と予防の重視、医療費適正化の総合的な推進、超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現の三つを基本的な考え方とし、後期高齢者医療制度が創設されたものと考えております。

広域連合といたしましては、高齢者の医療の提供につきまして、国が定めた診療報酬体系の中で、医師と患者が診療方法等を十分話し合い、患者が同意した上で、十分な医療を行っていただきたいと考えております。

私からの答弁は、以上であります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

私の方からは、保険料につきまして、後期高齢者医療制度の移行でそれまでの国保の保険料と比べてどうなったのかということでございます。

大体、岡山県全体といたしまして、7割程度の方々については、国保の保険料あるいは保険税よりも下がるというふうに推計されています。少し詳しく分析するならば、75歳以上の単身世帯の方におかれましては、所得に関係なく、多くの市町村において保険料が下がると。それから、夫婦世帯の方につきましては、約半数の市町村において保険料が下がると。で、この方々につきましては、所得がふえるほど保険料が下がるという傾向がございます。最後に、子供夫婦など現役世代と同居世帯の高齢者の方については、世帯構成、あるいは所得状況にもよりますけれども、低所得者ほど保険料が上がり、高所得者ほど保険料が下がるという傾向が出てまいっております。

次に、2年ごとの保険料の引き上げでどの程度変わるのかということで、岡山県の推計をということでございますが、岡山県においてはちょっと推計をしておりません。で、将来にわたって医療費の動向、推計することは非常に難しいのでありますが、国が推計している数値を考慮して推計をさせていただきますと、国全体で、現在75歳の医療費は約11兆円、国民医療費約33兆円の3分の1でございます。で、団塊の世代がすべて75歳に移行する2030年ごろには、75歳以上の医療費は約30兆円、国民医療費65兆円の約2分の1を占めると予測されております。また、75歳以上の高齢者の人数については約2倍となります。で、医療費が3倍、人数が2倍になるということを考えますと、単純にいけますと、現在の保険料の1.5倍にはなるという計算になるかと思っております。

それから、資格証明書の取り扱いで、悪質な滞納者とはどんな人か、あるいはだれが判断するのかということでございますが、支払う能力がありながら特別な理由がないにもかかわらず故意に払わない者を一般的に悪質だというふうに考えております。で、納付相談につきましては、市町村でお願いする形になります。滞納者につきましては、理由がある場合は理由書を出してくださいね、あるいは相談に来てくださいねという形をとりましても、なおかつその所得につきまして十分な払える能力があるという場合につきましては、そういった人たちの状況を広域連合の方に上げていただきまして、広域連合の中である審査会の方で判定をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、後期高齢者診療料の算定をしている医療機関ですが、今現在、岡山県では、届け出をしている医療機関は209件というふうに聞いております。で、その診療料で診療

した方につきましては、これは把握しておりません。

後期高齢者診療料につきましては、算定にかかわる届け出を行った医療機関が扱えるわけですけれども、そういったお医者さんと、それから患者さんの同意というものが必要になってきますので、それ以外の方は今までと同じように出来高払いの算定もできるようになってございます。

で、医師会等から出されております不算定のお願いについてということでございますが、どちらにいたしましても、使う、使わないということは、広域連合としては、それは関与できないことでございますので、広域連合といたしましては、医療機関からその正当な診療報酬の請求があれば、当然この算定あるなしにかかわらず医療給付としてお支払いをすべきものでございます。

それから、健診につきまして、受診者数はということでございます。

個別健診と集団健診がございまして、すべてのところで個別健診と集団健診を併用しているわけではなくて、どちらか一方、あるいは併用という形のところもございまして、で、個別健診を実施する市町村は 19 市町村で、5月から3市町村、6月から9市町村、7月から4市町村、それから、9月から3市町村となっております。個別健診の受診者数につきましては、医療機関からの請求であったものが7月 25 日現在 356 人となっております。で、集団健診を実施する市町村が 23 市町村、5月から2市、6月から8市町村、7月から6市町村、8月から4市町村、9月以降3市町村となっております。同じく7月 25 日現在把握できる範囲では 2,256 人となっております。

それから、服薬中の患者は健診が除外されてるけれども、その人数はということでございます。

服薬している方につきましては、糖尿病等の治療を既に受けてるということで、その一環で検査も行われているだろうからということで、健診の対象者から除くという形になってございます。で、実際に岡山県内で受診を希望しながら受診できなかった高齢者につきましては現在調査中でございます——というか、今後調査していきたいというふうに考えております。

それから、健診料金がばらばらということで、健診料金につきましては、個別健診を実施する 19 市町村中一番高いところで1万円、それから一番低いところで 8,000 円、ほぼ 2,000 円の開きがあります。で、自己負担額は、一番高いところで 1,600 円、無料が 5 市町村です。集団健診をする 23 市町村中、標準項目の予定単価が、一番高いところで 8,411 円、一番低いところで 2,818 円、5,600 円という差があります。で、自己負担額の一番高いところが 1,600 円、無料が 10 市町村となっております。

で、健診単価統一ということでございますが、市町村等が今実際に国保の特定健診をやっとられます。で、県下統一の特定健診につきましても健診単価の調整をやられたようですけれども、実現はしなかったと。それから、健診単価について、同じ健診項目でありながらも健診機関によって単価に差があるというのが、先ほど申し上げましたように実情であります。

市町村の健診事業の経緯、今までの歴史であるとか健診機関の実情を考えると、なかなか統一した単価を実現することは難しいんじゃないかなと思います。それから、自己負担額につきましては、実施主体である市町村にお願いしているということと、国保との整合

性、あるいは市町村の財政状況ということで、なかなかこれも完全無料化と、自己負担無料化というのは難しいのかなというふうに考えます。

それから、県民の意見の反映で、アンケートはどうなったかということでございます。

アンケートにつきましては、現在質問項目調整中でございます。余り多くの項目をいたしましても答えにくいということで、ちょっと絞らせていただこうかなというふうに思います。この秋には発送をしていくというつもりでございます。

それから、県民の、住民の声を聞く会ということでございますが、制度の説明とか保険料の送付などがあつたときに、市町村、あるいは広域連合に問い合わせや意見がかなり寄せられております。保険料の算定の仕方とか、年金から特別徴収された、あるいは逆にされないことへの不満とか、直接来訪される方、あるいは電話ということでもありますし、市町村からこういう意見もあつたよということも聞いております。広域連合として、特段に、特別に聞く会を催す計画はございませんけれども、先ほどのアンケート等も活用して、意見を拝聴していきたいというふうに思っております。

それから、運営協議会の設置ということでございますが、広域連合の業務といたしましては、確保法、あるいは政省令に基づいて制度化された枠組みの中で、運営を行っていかざるを得ないというところがございます。今現在、根幹にかかわるさまざまな事項について、国の方でも、現在検討、あるいは協議しているところのようでございます。で、運営協議会等の設置につきましては、制度が定着したりして、また広域連合として運営状況を勘案しながら、また今後検討していきたいというふうに考えております。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）

再質問をさせていただきます。

まず、連合長にお尋ねをさせていただきたいのですけれども、連合長としてのお立場もあつてですね、明快な答えがなかなかいただけないのかなという感じはしているのですが、私がぜひお聞きしたかったのはですね、岡山県の医師会が総体としてこの制度については反対をすると、こういうことはですね、今までの医療制度、いろいろありましたけれども、これはある意味では、本当に、前代未聞という言い方をしたらどうかと思いますが、本当にそれだけ大きな意味があるものだというふうに思うんですね。そういう、医師会がそういう表明をするということ自身、そのことについて連合長はどういうふうにお考えになっているか感想をお聞きしたので、それについてお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

で、御存じのように、7月27日には医師会も含めて25団体ですかね、県看護協会、25団体でつくる岡山県国民医療推進協議会が地域医療崩壊阻止のための決起大会というのを開きまして、550人が参加をされたということで、特にこの決議文を見させていただいてますけども、いつでも、どこでも、だれでも平等な医療を守ろう、社会保障費の年2,200億円削減撤廃ということで、決議もされているという状況があるわけです。

そういう意味で、私は、広域連合としてもですね、やはり国に対して、こういう医療費を削減していくというようなやり方を続けたら医療は崩壊するということは、やはり言うべきことはきちつと言うべきだというふうに思いますけれども、この点について連合長の

お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、保険料についてであります。今後の保険料の見通しについて、先ほど 1.5 倍ぐらいになるだろうということですが、国会では、これは随分議論がありまして、いろんな試算もあるようですけれども、2 倍を超えるのではないかという試算も出ておるようであります。ですから、この制度を続けていけばですね、もう保険料はウナギ登りに上がっていくということですから、もうこれは制度自身が、存続すること自身が、これは難くなるということが明らかになっているのではないかというふうに思ひます。

で、お尋ねをしたいのはですね、この資格証明書の発行の問題です。

先ほどの答弁では、納付相談をして、そういう中で、市町村の方から状況を出してもらって、審査会で判断をするというふうなことだと思ひますが、確認をさせていただきますけれども、市町村の段階で、この人についてはいわゆる資格証明書の発行をという、申告というか、通知ですかね——というものがない限り、県の方で、広域連合の方で判断することはないということですよ。つまり、だから判断は、資格証明書を発行するかしらないかという判断は、基本的には市町村のところで行うというふうに解釈をして——だというふうに思うのですけれども、その点についてお尋ねをしたいと思ひます。

それから、健診の問題です。

これはですね、大変深刻な問題なんですね。75 歳以上の方については健診を別にしたということです。今までは基本健診で全部一緒にしてたのを、40 歳から 74 歳は特定健診にして、75 歳以上を後期高齢者健診にしたということになっているわけなんですけれども、その後期高齢者健診で、実際には、今までは普通に毎年 1 回健診を受けれていた人たちが、たった問診票にですね、血圧を——私ここに持ってきましたけど、これが問診票ですけども、この問診票のところは血圧を下げる薬、インシュリン注射、血糖を下げる薬、コレステロール・中性脂肪を下げる薬、これの中に一つでも丸をただけです、あんたら健診を受けなくていいと言って帰されると。ある医療機関に聞きましたら、1 カ月で 18 人ぐらい、これを書いて帰っていただいたという声も聞いております。

そういう意味では、私は、こういうやり方というのは、やっぱり非常に問題があると。ですから、希望する方については全員が健診を受けれるように、これは広域連合としても国に対してぜひ意見を上げてほしいというふうに思ひますし、広域連合としては、そういうことがないように市町村にやはりきちっと通達をしてほしいというふうに思ひますけども、これについてお尋ねをしたいと思ひます。

それから、健診料金についてですけれども、国保は、国保のですね、特定健診の健診料が県下で違うというのはいいんです。それはなぜかといったら、国保は市町村で保険料が違うから健診料金も違ってくるといふのは、それは理解ができるんですよ、それは。だけど、後期高齢者健診というの、岡山県広域連合で同じ保険料を取つとるわけですから。その同じ保険料を取つてのに受けれる健診の料金が違うというの、これは理屈に合わない、私は何回も申し上げているのですけれども。ですから、全国の広域連合のほとんどのところは、広域連合として統一した料金を決めてるんですよ。先ほどは何かそれをするのは困難であるかのように言われましたけれども、ほとんどのところは統一料金を決めてるのに、何で岡山だけが困難になるんですか、その理由がよくわからない。

それから、健診料金の、この先ほど言われた数字なんですけれども、ぜひこれは、27 市町

村が一体どうなってるのか、契約単価が幾らなのか、それから各市町村ごとの自己負担額が幾らなのかということについては、これはちょっと資料を出していただきたい。

これは議長、お願いをしたいのですけれども、口頭で言われてもわかりません。どういうふうにどんだけ違いがあるのかということについて、これはぜひ資料を提出をしていただきたいと思っておりますけれども、そのことを求めたいと思っておりますので、議長の方でよろしくお取り扱いをお願いをしたいと思います。

最後に、意見、県民の意見の反映の問題についてであります。

まあアンケートはこの秋から実施されるということですので、またこれがですね、本当に県民の声が反映できるようなアンケートにしていっていただきたいということは要望しておきたいと思っておりますが、県民の意見を聞く会、私はですね、残念ながら、県、広域連合として今までも一度もこういう会を開いておりません。全国の広域連合の状況をお聞きしますと、広域連合としてそういう会を開く、市町村と協力してそういう会を開くと、で、やっているところはたくさんあるわけです。ところが、岡山県は全くそういうことをされない。で、こっだけ今いろいろな問題が出て混乱している状況でもあるわけですから、やはりしっかり県民の皆さんの意見を聞くということが大事ですから、そういうシステムをしっかりと広域連合としてつくっていただきたい。どういう方法があるか、これはいろんな方法があると思っておりますので検討していただきたいと思っておりますが、少なくとも県民の意見を聞くというね、そういう場をやっぱりしっかり設けていただきたいというふうに思います。

それから、懇話会については、これは請願も出ていますので、もうこれ以上は申し上げませんが、本当にこの広域連合の、この議会の前に開かれた全員協議会は8人の出席ということで、もう15人のうち8人しか出席できないという状況がありました。ですから、いろいろな問題があるわけで、それについてはやっぱり、さまざまな専門家やいろいろな方々の意見を聞く場を公式に、やっぱりつくらないと私はいけないというふうに思いますので、これは御答弁は要りませんが、改めてそのことを求めておきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村 勝行君）

広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）

田辺議員の再質問にお答えをいたしますが、医師会、岡山県医師会の後期高齢者医療制度への反対表明について、感想と言われたですね。この制度はですね、もう国民1人1人たくさんの意見があることは、もう皆さん知っておられるわけでありまして、私だって言えと言やあ大分言うぐらいの考えはあります。大分我慢しとんですね、私も。例えばですね、後期高齢者という名前、これは相当反発がありました。国会議員がこれだけの反発があるかどうかということをお慮したかどうか、恐らくせずに出してしまった。実に粗雑な名称であると私も思いますし、それから、年金から天引きするというような制度とか、あるいは低所得者の負担軽減というような問題、たくさん問題が事実あります。こうしたことについて、国は謙虚にさまざまな意見を聞けということをおさっきも申し上げたわけでありまして、例えば、私は全国市長会のメンバーではありますが、全国の市長会もですね、意見を求められて意見を述べたということはないんです。我々の意見だって聞いてほしいと。少なくとも国民のですね、九十数%が都市、市民なんですね。その組織団体である市

長会の意見も聞かずに、一つの制度をつくってしまうと。これに対する批判だってないことはないわけです。さまざまな意見があるから、私はそうしたことについて、国は十分そうした声に耳を傾けて、議論を深め、いい制度にしてほしいと。さっき申し上げたとおりであります。

医師会につきましては、私は一つの見識であると、そのように考えております。

以上であります。

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

資格証明書の発行といいますか、判断の件でございますけれども、滞納者のリストというのが出ます。そのリストに基づきまして、市町村からこの人はこういう状況ですよ、こういう理由がありますよ、あるいはこういう状況ですよということを上げていただきます。で、そのときに市町村として資格証明書を発行するのが妥当であるとか、適当であるとか、適当でないとかいう判断を求めることはありません。リストとしてその状況を上げてもらうという方法をとる予定でございます。

それから、健診につきまして、たびたび申し上げて非常に恐縮ではございますけれども、自己負担を全額保険料で見るということは、健診を受ける人と受けない人の、この応益性を考慮いたしまして、広域連合で全部を見るというよりも、それは市町村の政策的な面で援助していただければというふうに考えております。

それから……。

失礼しました。後期高齢者の健診状況ということで、健診の単価、あるいは自己負担額の市町村の一覧表、現在把握しているところにつきましての資料については、後日配付させていただきます。

○議長（中村 勝行君）

田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）

私は一般質問の通告を1週間前にさせていただきまして、そのときに健診料金の、この各市町村ごとのですね、内容については、ぜひ知らせてほしいということを通告をしております。そういう意味では、今日はですね、そういうものを出していただかないと、後日配付されたのでは、これはもう。あと議会というのはいつなんですか。もう定例会は、これは8月で来年の2月までない——ないですね。私、1月が、任期が切れますので、それではちょっと困ります。これは1週間前に、私、申し上げているわけですから、この場で出していただきたいと。これは議長にもちょっとその取り扱いをお願いをしておきたいというふうに思います。

で、どうしてもね、理解できない点があるんです。全国の広域連合はほとんどのところが——いいですか。聞いて、いいですか——ほとんどのところがですよ、統一料金をしているわけです、無料というふうに決めて。これはですね、前も言ったことがあると思いますが、やはり運営協議会とか運営審議会とか懇話会で、随分議論を積み重ねて、こうしようかと決めてるんです。ところが、岡山県は、そういう議論なしにぽーんと、もう市町村に丸投げという方法にしてしまっているところが問題なんです。これは2年ごとに

見直すわけですから、今度の。今すぐは、それはもう保険料を算定しているわけですから、今さらどうこうならないというのは、私はわかりますよ。だけど、少なくとも次回の保険料算定、この見直しですね、するときにまでもこの制度があるかどうかはまあ別にしてもですね、その見直しのときにはですよ、ねえ。この、こういう料金については統一してやると。で、しかも、岡山県の場合には、県が独自にこの健診に補助をしてるんですよ。私の調べているところでは、全国では石川県と岡山県だけじゃあないかと思うんです、健診料金に補助金を出したところは。ほかは全く県はお金を出していないんです。そういう意味では、私は、その県が出した分、ことを考えればですよ、これは、岡山県広域連合として健診料金を無料にするっていうのは、私は当然のこととしてできる問題だというふうに思うんで、これはそういう検討をぜひしていただきたいというふうに思っています。

それから、ちょっと御答弁がなかったんですけども、県民の意見を聞くという点で、私は広域連合としてですね、やはりそういう、これだけ複雑怪奇になって、これだけいろんな皆さんの声が出てくるわけですから、やはりしっかり皆さんの声をお聞きしますよというね、広域連合としてのやっぱり姿勢を示してほしいんです。もう何か事務をするだけということじゃあない、これは広域連合が運営してるわけですから。そのことを、やっぱり聞く会なりということですね、やっていただきたいというふうに思うんですけども、その点について再度御答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

健診につきましては、先ほどおっしゃられたように、2年後の保険料に伴う点もありますんで、これについてはまた検討していきたいというふうに思います。

それから、一覧表につきましては、これから配付させていただきます——済みません、ちょっとしばらく時間を下さい。

それから、県民の声を聞くということにつきましては、改めて場所を設定するかどうかは別として、そういった意見を求めるという態度は示していきたいというふうに考えております。

○議長（中村 勝行君）

よろしいか。次の休憩で配らせていただきますので。

以上で通告を受けました一般質問はすべて終了いたしました。これで一般質問を終わります。

日程第5 議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第5号）」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第5、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度岡山

県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第5号）」につきまして、その概要の説明を申し上げます。

この補正予算は、国庫負担金、国庫補助金等が確定したことに伴い、補正予算を専決させていただいたものの承認をお願いするものであります。

補正予算額は、8億52万4,000円を追加し、総額12億4,180万円となっております。

歳入補正では、国庫支出金のうち準備のための国庫補助金を1,488万7,000円増額し、国庫負担金では、被扶養者の軽減対策で7億8,767万6,000円が歳入されています。

次に、歳出でございますが、国庫負担金を臨時特例基金に積み立て、国庫補助金を情報管理費に充当し、残余を財政調整基金に積み立てております。

以上、簡単ではございますが、補正予算第5号の概要説明とさせていただきます。詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

以上であります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。内容については説明書で御説明しますが、その前に1ページでございます。

平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億52万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,180万円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございますが、内容については説明書で御説明いたします。

最後のページになりますけれども、6ページ、お願いいたします。

まず、歳入ですけれども、2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、1,488万7,000円を補正するもので、これは老人医療費適性化対策事業費補助金として総額が3,493万7,000円に確定したためでございます。2項国庫負担金、1目民生費国庫負担金7億8,767万6,000円は、被扶養者に係る軽減相当分を高年齢者医療制度円滑導入臨時特例基金として歳入するものでございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、財政調整基金の利子を積み立てるものでございます。

6款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、基金の取り崩しが不用になったため、204万円のマイナスとするものでございます。

7ページでございますが、歳出では、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、

12 節役務費につきましては、事務室の配置がえに伴います電気、電話の移設の手数料 16 万 5,000 円、それから負担金補助では、職員派遣負担金の不足額 2 万 7,000 円、それから財政調整基金積立金として国庫補助金の入りによる財源更正による剰余金 1,265 万 6,000 円を積み立てるものです。それから、2 目情報管理費では、1,488 万 7,000 円国庫補助金として入ったものを財源更正を行うものでございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目老人福祉費では、7 億 8,767 万 6,000 円を、これを特例基金へ積み立てするものでございます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 8 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第 8 号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 8 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 6 議案第 9 号「平成 19 年度岡山県後期高齢者医療 広域連合一般会計歳入歳出決算」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第 6、議案第 9 号「平成 19 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入

歳出決算」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第9号、平成19年度広域連合一般会計歳入歳出決算につきまして、その概要の説明を申し上げます。

平成20年度から後期高齢者医療制度が本格実施されますので、平成19年度は一般会計に係る決算になります。決算総額は、歳入12億4,181万円余、歳出12億3,255万円余で、不用額924万円余となっております。

歳入の主なものを申し上げます。市町村負担金が4億586万円余、国庫補助金が3,493万円余、国庫負担金が7億8,767万円余、県補助金が1,000万円余となっております。

歳出では、総務費のうち職員の派遣負担金が1億4,570万円余、電算関係の委託料が1億8,351万円余、電算機器賃借料が4,399万円余でありました。民生費では、パンフレット送付の通信運搬費1,659万円余、被保険者証の作成業務委託887万円余、臨時特例基金積立金7億8,767万円余となっております。

詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議賜り、認定をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

以上であります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

それでは、2ページをお願いいたします。

平成19年度の歳入は、予算12億4,180万円に対しまして12億4,181万7,000円余でした。

次に、4ページをお願いします。

歳出は、同じく予算12億4,180万円に対しまして、12億3,255万6,000円余でございました。

内訳については事項別明細書で御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目事務費負担金は、関係市町村からの事務費負担金で、4億586万9,000円で行いました。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、老人医療費適正化対策事業費補助金として3,493万7,000円。2項国庫負担金、1目民生費国庫負担金として、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金7億8,767万5,000円余で行いました。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、財政調整基金の利子で2,000円余。

それから、4款、1項、1目繰越金は、前年度からの繰越金で304万9,000円余りです。

5款諸収入、1項、1目預金利子が28万3,000円余。10ページになりますけれども、2項、1目雑入としては、地方公務員災害補償基金負担金の返戻金が行いました。

7款県支出金、1項県補助金、1目総務費県補助金といたしまして、制度創設準備支援事業費補助金1,000万円を収納しております。

歳入合計で12億4,181万7,000円余でございます。

次に、歳出でございます。12ページをお願いいたします。

主な事項について御説明いたします。1款、1項、1目議会費は、報酬46万8,000円、議事録作成委託料16万5,000円余などで、73万9,000円余。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、職員の時間外勤務手当120万6,000円余、それから14ページになりますけれども、職員派遣負担金1億4,570万2,000円余り、それから施設負担金として824万8,000円余、財政調整基金積立金1,475万7,000円余などで、1億7,439万3,000円余でございました。2目情報管理費では、電算委託料が2,308万8,000円余、業務委託料1億6,042万1,000円余、電算機器の借上料4,399万1,000円余などで、2億3,119万4,000円余でございました。1項総務管理費として、合計4億558万8,000円余でございました。2項選挙費は3万4,000円余。16ページになりますが、3項監査委員費は3万1,000円余でございました。

3款民生費、1項社会福祉費、1目老人福祉費では、職員の時間外勤務手当が204万5,000円余、パンフレットなど消耗品が686万7,000円余、通信運搬費として1,659万3,000円余。それから、被保険者証作成業務委託料887万2,000円余、それから新聞折り込みの業務委託は306万8,000円余。それから、後期高齢者医療制度臨時特例基金の積立金が7億8,767万5,000円余などで、3款民生費計といたしまして、8億2,606万5,000円余でございました。

予備費の支出はございません。

18ページになりますが、歳出合計で12億3,255万6,000円余でございました。

22ページをお願いいたします。

実質収支に関しましては、歳入総額12億4,181万8,000円、歳出総額12億3,255万7,000円、歳入歳出差引額926万1,000円、繰り越すべき額ゼロ。よって、実質収支額は926万1,000円となります。

24ページになりますが、これは財産に関する調書でございます。平成20年3月31日現在、公有財産はございません。物品として、サーバー室への空調設備が1機増加しております。債権ございません。基金は、財政調整基金が1,475万8,000円、後期高齢者医療制度臨時特例基金が7億8,767万5,000円、基金造成しております。

以上で説明を終わりますけれども、監査委員から決算審査意見書をいただいております。予算の執行についてはおおむね適正であると認めるとの旨の意見を聴取しているところでございますので、よろしくをお願いいたします。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第9号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第9号について質疑を行います。

質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

1番、田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

議案第9号について質疑を行います。

これは平成19年度の、制度が施行される前年度の決算ということで、準備のための事務経費が主だということでありまして、一つだけお尋ねをしたいのは、不用額が920万ぐらいということになりますので、その主なもの。まあ初年度ですからいろいろ予算上そうなるのはわかるんですけれども、少し説明をいただければなあと思いますので、主な不用額、大きいものについて、どうして不用額が出たのかということについて、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

平成19年度の不用額約920万円のうち主なものは、民生費の需用費340万円余り、それから通信運搬139万円余り、委託料が215万円余りであります。

このうち需用費につきましては、被保険者証に封入、同封いたします小冊子の購入におきまして、定価よりもかなり安く購入できたためでございます。それから、通信運搬費につきましては、1月のパンフレット送付数が市町村データによって確定したために不用額が発生いたしております。委託料では、被保険者証作成委託料の入札結果、これによって安価となったためでございます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

よろしいか。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

別に討論もないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり認定することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 54 分 休憩

午後 3 時 02 分 再開

○議長（中村 勝行君）

再開いたします。

日程第 7 議案第 10 号・議案第 11 号

○議長（中村 勝行君）

次は、日程第 7、議案第 10 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」及び議案第 11 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）〔登壇〕

ただいま一括上程いただきました議案第 10 号、平成 20 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）、及び議案第 11 号、平成 20 年度岡山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、その概要の説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度の電算システムにつきましては、本来は国が 19 年度中に完成した標準システムを提供することになっていましたが、この提供の遅れや制度改正に伴い、20 年度も継続して電算業務を委託する必要性が生じております。このため、補正予算（第 1 号）を専決処分し、その承認をお願いするものであります。

まず、議案第 10 号の一般会計補正予算（第 1 号）でございますが、補正予算額は 1,390 万円を追加し、総額を 1 億 9,387 万円にするものであります。歳入は、財政調整基金から 1,390 万円を繰り入れし、歳出は、同額を特別会計に繰り出すものであります。

議案第 11 号の特別会計補正予算（第 1 号）は、補正予算額は 3,990 万円追加し、総額を 1,909 億 5,497 万 2,000 円とするものであります。歳入は、市町村負担金 2,600 万円、一般会計からの繰入金 1,390 万円。歳出は、電算委託料 3,990 万円であります。

詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議賜り、承認をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

以上であります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

これらの補正予算は、標準システムの電算委託を 20 年度も継続して行うための補正でございます。実際の歳出予算は、特別会計、議案 11 号の方に計上しておりますので、済みませんが特別会計の方から説明をいたします。

特別会計の1ページをお願いいたします。

平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,990万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,909億5,497万2,000円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところですけれども、内容については説明書で御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入では、事務費負担金といたしまして2,600万円。それから、6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金で、事務費等繰入金として1,390万円でございます。

歳出では、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、委託料、電算委託料として3,990万円を計上するものでございます。

一般会計は、歳出の財源として、一部財政調整基金を取り崩し特別会計に繰り出しするものでございます。

議案10号の方の一般会計の予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,390万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,387万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

7款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で、財政調整基金繰入金として1,390万円を歳入で。

歳出といたしまして、3款民生費、1項老人福祉費、1目老人福祉費の28節繰出金として、1,390万円を後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長(中村 勝行君)

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第10号及び議案第11号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村 勝行君)

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第10号及び議案第11号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村 勝行君)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 10 号及び議案第 11 号を採決いたします。

まず、議案第 10 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」）について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第 11 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」）について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 8 議案第 12 号・議案第 13 号

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第 8、議案第 12 号「平成 20 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」及び議案第 13 号「平成 20 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）〔登壇〕

ただいま一括上程いただきました議案第 12 号「平成 20 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」及び議案第 13 号「平成 20 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」につきまして、その概要の説明を申し上げます。

まず、議案第 12 号の一般会計補正予算（第 2 号）は、補正予算額 150 万 8,000 円を追加し、総額を 1 億 9,537 万 8,000 円にするものであります。基金の運用益をそれぞれ基金に積み立てるものであります。

議案第 13 号の特別会計補正予算（第 2 号）は、政府の制度見直しによる軽減対策に伴い、補正予算額は 9,000 万円を追加し、総額を 1,910 億 4,497 万 2,000 円とするものであります。歳入は、国庫補助金が 9,000 万円。歳出は、軽減対策に伴うものとして広告料 900 万円、市町村の広報、相談充実用の経費を補てんする市町村への交付金 8,100 万円でありま

す。

その他予算の詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

以上であります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

まず、議案第12号から御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,537万8,000円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところですが、内容については説明書で説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金150万8,000円ですが、財政調整基金の利子として2万2,000円、後期高齢者医療制度臨時特例基金の利子といたしまして148万6,000円でございます。合わせて150万8,000円でございます。

それから、歳出は、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に財政調整基金の利子2万2,000円を積立金として積み立てます。

それから、3款民生費、1項社会福祉費、1目老人福祉費には後期高齢者医療制度臨時特例基金へ148万6,000円を積み立てようとするものでございます。

続きまして、特別会計の方の説明を行います。

1ページをお願いいたします。

議案第13号の特別会計補正予算でございますが、この補正につきましては、国の特例軽減対策において広報など国庫が充当される事業、あるいは制度の本格実施に伴いまして円滑な事業の推進に要する事務経費の予算化をお願いしようとするものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,910億4,497万2,000円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところですが、内容については6ページで説明させていただきます。

最後のページになります。

歳入は、2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、2節特別調整交付金で、9,000万円でございます。

歳出は、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に、職員の時間外手当879万1,000

円。役務費で、レセプト管理のシステムの配線、通信費として5万2,000円、軽減対策の新聞広告費として広告料900万円、国保連への手数料単価が減となったために3,357万2,000円の減額。委託料では、レセプト及び給付の委託管理のための電算の委託料1,971万3,000円、それから、給付の口座確認をしてもらうための派遣職員の委託料324万6,000円。備品費としてパソコン端末増設として177万円でございます。で、負担金補助及び交付金では、軽減対策の広報あるいは相談事業に市町村が支出する経費を助成するものとして、市町村特別対策事業交付金8,100万円を計上しております。広告料と市町村事業特別対策事業交付金が国庫支出金で充当されます。

以上で終わります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第12号及び議案第13号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第12号及び議案第13号について質疑を行います。

質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

1番、田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

議案第13号について、質疑を行います。

この特別会計補正予算は国の制度見直しに伴う経費、これを国からの特別調整交付金9,000万円で行うというものであります。今回の国の制度の見直しの内容については、この後上程をされます条例改正の質疑でも申し上げたいと思いますけれども、大きな柱は保険料の軽減割合の拡大と保険料の口座振替が可能になるというものであります。で、予算では、その内容を住民に周知するものとして、広域連合が各新聞への広告料として900万円。これがそうありますけれども、テレビ欄に載ったやつですね。これが900万円。それから、市町村が行う事務に対して交付金ということで8,100万。先ほど御説明があったとおりであります。

で、もう既に見直しの内容について、通知が各自治体で行われているというふうに思います。倉敷市の場合で言いますと、本算定の通知と別に、この制度見直しに関するはがきを送っております。実はこれがですね、大変混乱をしております。15日に送っているわけですが、15日から10日間で1,500件を超える問い合わせがあったと聞いております。5台ある医療給付課の電話が全部毎日ふさがっているという状態であります。なぜかといいますと、本算定で保険料が出ている、保険料の通知があった後に、今度は保険料が軽減割合が拡大するという通知が行っているんですけれども、ここに記載の内容もいろいろと問題があるとは思いますが、非常にわかりづらい。一体何が何だかわからないということで、自分が対象になるのかならないのかわからないと。で、一番住民の皆さんから声が

あるのは、対象にならない者までにもなぜこんなものを送ってくるのかという問い合わせが非常に多いというふうにお聞きをしております。

で、非常に複雑な制度になって、見直しすることによってより複雑になってしまってるということもあるということでありまして、私は、本当に個別の実情、その人1人1人の方の状況に即した丁寧な説明や周知がないといけないと。で、現実にもう問い合わせが殺到していますので、個別の対応は各市町村でされてると思うのですがけれども、私は、広域連合として、その周知のあり方については、もう一度、やはりしっかり見直しをしていただきたいと。そうしないと、やはり、混乱するのは市町村の窓口だというふうに思います。改めて、周知のあり方について、現状をどのように把握されているのか。

それから、今の、これからですね、これから実は見直しをした後の保険料の通知がまた行くようになるわけですね。で、倉敷の場合、ですから、今年度になって3回、後期高齢者にかかわって通知が、こう、来るようなことになってですね、もうわけがわからないというふうな状況にもなるわけです。そういう意味では、やはり私はですね、これは、国がとにかく急ぐということで、とにかく早く知らせろということが一番問題だったのではないかなあと。やはり個別の、1人1人の状況で、対象になる人に個別に通知をするということをしなないといけなかったのではないかなあとというように思っているわけですがけれども、この点についてどのように状況を認識されてるのかをお聞かせいただきたいと思います。

〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

周知の方法ということで、今御紹介がありましたように、広域連合といたしましては新聞広告に、地方紙2紙、全国紙4紙を先週2回ずつ掲載させていただきました。それから、市町村によっては本算定の中に同封した形で、この制度改正の、今後賦課額が変わる場合がありますよという通知を同封しております。それから、先ほど御紹介のあったような倉敷市のように、別途お送りされてるところがある。

確かにおっしゃられるように、早い時期にお伝えすることで、特に口座振替等については期限がございましたので、せわしなかったということで、まあ1人1人に本来はこれを正確にお伝えするのが周知ということではございましょうけれども、それなりの余裕はなかったのではないかとということではございます。

それから、どんな状況かということではございますが、広域連合の方にも、先々週ですか、本算定を倉敷あるいは岡山がお送りした後、広域連合の方にもかなりの電話が続けざまにかかっております。総数的にどれだけかということは集計してはございませんけれども、かなりの方が、倉敷あるいは岡山がほとんどでございまして、電話がかかってきていると。で、この軽減措置だけではなくて、特別徴収そのものについても結構、ついでという感じではありますけれども、問い合わせ等もあるということで、その場合につきましては、その方についての個人情報がかかりますので、そこでお伝えする、あるいはわからない場合は、また済みませんが各市町村へお問い合わせを願いますということでお電話をお返ししてるところでございます。

まあこれからまた制度が変わる可能性がある、平成21年度対策がはっきりするのが秋以

降ということでございますけれども、余裕のある周知の方法をまた考えていきたいというふうに考えております。〔降壇〕

○議長（中村勝行君）

田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）

これは国の制度改定に基づくものですから、広域連合としての時間的な余裕がなかったということはよく理解をしているつもりです。ただですね、この口座振替が可能になるという問題で、今ちょっと大きな問題になっているのが、口座振替にする場合と年金天引きの場合とでは、いわゆる税控除が受けれる、受けれないという問題が大きな問題になっていて、その口座振替にした場合だと、いわゆる税控除ができるということがわかってるわけです。ところが、そういう説明は一切政府はしていないので。こういう、この上にもそのこと、書いていないので。実際に口座振替の手続をしなかったら。

これは東京都の例ですけれども、家族4人で、国保の世帯で、お父さんお母さんが75歳以上の方で、この方が年金天引きだと、これをまた口座振替に戻すと、年間でいうと2万7,500円ぐらい、いろいろな関係の税とか国保料も含めてですね、軽減になるということが算定されてるんですね。そういうことを知らないままで申請しなかったら、そのままずっといくわけですから。だから、改めて、これは、こういうことがあるのだということですね、ちゃんと周知させるように。これはもう答弁は要りませんが、こういうことがあるんだということで、やっぱり国に対してですね、きちっと、やっぱりいろんな説明会があると思いますので、そのたびにやっぱりきちっと言っていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 勝行君）

答弁よろしいですか。

○1番（田辺 昭夫君）

いいです、はい。

○議長（中村 勝行君）

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第12号及び議案第13号を採決いたします。

まず、議案第12号「平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 12 号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 13 号「平成 20 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 13 号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 9 議案第 14 号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第 9、議案第 14 号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）〔登壇〕

ただいま上程されました議案第 14 号、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その概要の説明を申し上げます。

この条例改正は、6 月 12 日の政府の「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」の中で打ち出された軽減対策のうち、20 年度分の軽減を適用するために必要な条文を改正しようとするものであります。

内容は、7 割軽減世帯の被保険者の均等割額を一律 8.5 割軽減とするほか、基礎控除後の総所得金額等が 58 万以下の被保険者の所得割額を 50%軽減しようとするものであります。なお、この軽減対策に係る財源は、国の特別調整交付金により全額補助されるものであります。

以上、簡単ではございますが、改正する条例案の概要説明とさせていただきます。詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議賜り、議決をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

以上であります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

後期高齢者の医療に関する条例の一部改正する条例は、国の軽減対策に沿って平成 20

年度に適用するよう現行条例を改正するものでございまして、附則に第8条から第10条をつけ加えます。

附則第8条では、20年度において保険料の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額が58万円以下で、所得割額が賦課される被保険者の所得割額を2分の1にするための規定でございまして。

附則第9条では、20年度において第14条第1項第1号に規定する被保険者、これは7割軽減の対象者の方ですが、この被保険者に賦課する均等割額については現行で算定した均等割額の6分の1を3倍、すなわち7割減額された保険料をさらに2分の1の額にするための規定でございまして。結果、7割減額が8.5割減額となります。

附則第10条では、20年度において、今述べました規定に基づきまして軽減された額と、仮算定によって賦課されていた額、すなわち特別徴収の期割額を3倍した額との差に500円未満の差があった場合は、これを免除して、追加徴収しないことにするための規定でございまして。

以上で説明を終わります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第14号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第14号について質疑を行います。

質疑の通告がございまして、発言を許可いたします。

1番、田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

議案第14号、条例の一部を改正する条例案について質疑を行います。

これはもう、先ほど御説明があったように、政府の見直しに基づく条例改正であります。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、この改定、見直しでどれぐらいの方が対象になるのか。一つは、均等割が8.5割軽減になる対象者数とその割合、軽減の総額が幾らか、二つ目は、所得割が5割軽減される対象者数とその割合、軽減の総額をお示しをいただきたいと思っております。

それから、まあこれは、いろんな国民の皆さんの厳しい批判の前に一定の軽減を図るといふものであるわけですが、一点だけ指摘をしたいのは、この軽減措置の拡大で逆に矛盾も生まれるということでもあります。

議長のお許しを得て資料をちょっとお配りをしておりますけれども、「後期高齢者医療保険料負担の世帯による比較 岡山県の場合」というのを、1枚物のA4でつけさせていただいていますが、ちょうど私が手計算で計算をしたやつなんですけれども、実はこの制度自身の矛盾なんです、世帯としては同じ所得であっても保険料が全然違ってくるという

ことが生まれています。

例えば、Aさん夫妻の場合の世帯でいいますと、Aさんの夫が260万円、妻が42万円という場合、合計で302万円の世帯、この場合は年間の保険料が17万1,400円になります。ところが、Bさん夫妻の場合は、夫が152万円、妻が150万円、同じ302万円なんですけれども、均等割の7割軽減を受けれるということで2万6,000円ということで、実に6.6倍の差が出てくるというわけであります。つまり、保険料は個人単位ということになっているので、こうなるわけですが、ただ、所得割が、所得割計算のときには個人の年金収入、しかし軽減措置を受けるときには世帯主を加えるということになるから、こういう問題が出てくるわけです。で、Cさんの場合には、260万円で妻がないという場合も17万1,400円ということで、Bさん世帯よりもCさん世帯の方が収入が少ないにもかかわらず、保険料は、これ、6倍違うというようなことが生まれる。

で、今度の軽減措置で、その、実は、格差がさらに広がるということです。

この下にあります軽減改定後、この軽減の対象になるのはBさん世帯だけでありまして、ここが8.5割軽減になるということで、6,300円、6,300円ということで1万2,600円ということです。つまり、Aさん世帯とBさん世帯を比べると、それまでの6.6倍の格差から13.6倍の格差に広がる。で、Cさん世帯はBさん世帯よりも世帯としての収入は少ないにもかかわらず、今度は、軽減改定後は13.6倍に広がるという、こういう矛盾があるわけであります。

ですから、今回の手直しはいろんな、まあ一定の手直しということではありますけれども、逆に矛盾が広がるという面もあるわけで、さらにこれについてはですね、改善を求めるよう国に意見具申をしていただきたいということをお求めておきたいと思っております。

以上です。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

見直しの対象者数は、8.5割軽減対象のみの方については7万8,866人で、これに伴う軽減額は5億2,400万円。それから、所得割5割軽減対象のみの方は1万8,556人で、3億1,000万円。で、8.5割軽減とそれから所得割5割軽減両方かかる方、ございます。そういう重複する方が3,897人で、3,800万円。人数といたしましては10万1,319人、軽減額といたしましては8億7,200万円でございます。

で、被保険者23万8,000人余りのうち、この制度に移行したことによって、約3割の方が、7万人の方が国保から上がったということになっておりましたが、今回の保険料の軽減拡大の対策によって保険料が軽減される方は、その2割に当たる1万4,000人余りになると思います。

それから、保険料の個人算定と軽減の世帯判定の関連につきましては、今後与党がさらに検討すべき課題として、軽減判定を個人単位で行うことを早急に検討するというふうに国の方からは聞いております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

よろしいか。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 14 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 10 議案第 15 号「副広域連合長の選任について」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第 10、議案第 15 号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第 15 号、岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてでございます。

副広域連合長につきましては、広域連合規約第 11 条第 1 項におきまして、2 人を置くこととされております。また、第 12 条第 4 項におきまして、広域連合長が議会の同意を得て関係市町村の長のうちからこれを選任することとされております。この規定に基づきまして、美作市長の宮本俊朗氏を選任いたしたく、提案させていただくものでございます。

宮本氏は、豊富な行政経験を持ち、人格、識見ともに高潔で、広域連合の副広域連合長として適任と存じますので、選任の御同意をいただきますようお願い申し上げます。

以上であります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 15 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第 15 号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔12 番奥村忠夫君「議長」と呼ぶ〕

○議長（中村 勝行君）

奥村議員。

○12 番（奥村 忠夫君）

通告いたしておらんのですが、ちょっとこれ、人事案件なんで、これ、質疑、討論をちょっと控えにやあならんべきものだろうと思いますので、できたらちょっと休憩をしていただいて、お尋ねしたいことをお尋ねさせていただきたいんですが、いかがなものでございましょうか。

○議長（中村 勝行君）

暫時休憩いたします。

午後 3 時 42 分 休憩

午後 3 時 58 分 再開

○議長（中村 勝行君）

それでは、再開いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

別に質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 15 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 59 分 休憩

午後 4 時 20 分 再開

○議長（中村 勝行君）

それでは、再開いたします。

日程第 11 請願第 1 号「後期高齢者医療制度を廃止するよ 国に求めることの請願書」

○議長（中村 勝行君）

日程第 11、請願第 1 号「後期高齢者医療制度を廃止するよう国に求めることの請願書」を議題といたします。

請願文書表をお手元に配付しておりますのでごらん願います。

お諮りいたします。

請願第 1 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

請願第 1 号について、紹介議員の説明をお願いいたします。

1 番、田辺議員。

○1 番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

請願第 1 号について、紹介議員として発言をさせていただきます。

この請願は、この請願趣旨にありますように、今、この 4 月から導入された後期高齢者医療制度、これについて多くの国民が反対という声を上げております。また、関係団体、また、地方議会からも大変大きな批判の声が出ております。岡山県でも、岡山県医師会が反対声明を表明している。こういう事態になっておまして、まさに廃止を求める声というのは国民の大きな世論だというふうに思います。

私が非常に注目しているのは、新聞各社でも報道されていますが、4 月 27 日にお茶の水女子大学の名誉教授の袖井孝子さんが、山陽時評という山陽新聞の日曜ワイドで書いていたことでもあります。それは、このように言われております。医療制度改革の必要性はだれしも認めるところだが、新しい制度は余りにも未熟と言わざるを得ない。75 歳以上を別の制度に組み込むことについても、国民的な合意は得られてはいない。保険料をどこまで上げられるのか、財源をどこに求めるのか、課題は山積みしている。既に発足した制度ではあるが、立ちどまって仕切り直しをしてもいいのではないだろうか。これが、こういう御意見であります。

私は、これが今の国民の圧倒的な声だというふうに思います。この請願については、ぜひ採択をしていただきたいということを申し上げたいと思います。

以上です。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

紹介議員からの説明が終わりました。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

別に討論もないようですので、討論を打ち切ります。

これより請願第1号を採決いたします。この採決は、請願第1号を採択することに賛成の方の起立によって行います。

お諮りいたします。

請願第1号「後期高齢者医療制度を廃止するよう国に求めることの請願書」を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 勝行君）

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第12 請願第2号「「運営懇話会」（仮称）の設置を求める請願」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第12、請願第2号「「運営懇話会」（仮称）の設置を求める請願」を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第2号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

請願第2号について、紹介議員の説明をお願いいたします。

1番、田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

請願第2号「「運営懇話会」（仮称）の設置を求める請願」について説明をさせていただきます。

この請願については、請願趣旨にありますように、この制度の改善を図る上でも、広く住民や専門家の意見を取り入れる場が必要だという請願であります。各県の、都道府県、広域連合では、こういう運営懇話会、また運営協議会、運営審議会等々、そういう場を設置をしているところが圧倒的に多いわけでありまして、岡山県でそういう制度をつくることは極めて重要だと思っております。よって、この請願について採択をしていただくようよろしくお願いいたします。

以上です。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

請願第2号についての紹介議員の説明を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論を打ち切ります。

これより請願第2号を採決いたします。この採決は、請願第2号を採択することに賛成の方の起立によって行います。

お諮りいたします。

請願第2号「「運営懇話会」（仮称）の設置を求める請願」を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 勝行君）

可否同数でございます。

議長を除いた表決権を有する人は10人、起立した人は5人、可否同数であります。したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が請願第2号に対しての裁決をいたします。

請願第2号については、議長は採択と裁決いたします。よって、請願第2号については採択とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成20年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

本日は、大変御苦労さまでございました。

午後4時26分 閉会

一般質問発言通告一覧表

順序	氏名	件名
1	奥村 忠夫	○ 保険料未収に対する市町村からの負担について
2	田辺 昭夫	○ 制度の根幹にかかわる問題について ○ 保険料について ○ 医療の内容について ○ 後期高齢者健診について ○ 県民の意見の反映について

議案質疑発言通告一覧表

議案番号	氏名	質疑内容
議案第9号	田辺 昭夫	平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について
議案第13号	田辺 昭夫	平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
議案第14号	田辺 昭夫	岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顔末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長 中 村 勝 行

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 道 上 正 寿

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 山 野 通 彦